東京大学弥生講堂の使用に関する内規

平成12年11月22日 制定

改正　平成16年5月27日、平成18年3月8日
平成19年3月15日、平成20年9月18日
平成26年3月20日、令和2年1月16日
令和 3年3月25日、令和6年3月26日
令和 6年9月19日、令和8年6月18日

（目的）

第１条　この内規は、東京大学弥生講堂及び同弥生講堂アネックス（以下「弥生講堂」という。）の使用について、必要な事項を定める。

（使用の範囲）

第２条　一条ホール、研究棟及びセイホクギャラリーは、次の用途に使用することができる。

(1)　東京大学大学院農学生命科学研究科・農学部（以下「研究科」という。）が主催する行事、公開セミナー及び特別講演会

(2)　研究科の教授又は准教授が主催する国際学術会議

(3)　研究科の教授又は准教授が関係する学会、学術研修会及び学術講演会その他公益を目的とする行事等

(4)　研究科の教職員が研修等の目的で使用する会合

(5)　前各号に定めるもののほか、研究科長が特に必要と認めたとき。

２　会議室は、研究科教職員の主催する会合等に使用することができる。

（使用者の範囲）

第３条　弥生講堂を使用することができる者は、原則として研究科の教職員、旧教職員、学生及び卒業生並びに弥生講堂で開催される行事に参加する者とする。

２　その他、研究科長が許可した者とする。

（使用申込み）

第４条　一条ホール、研究棟、セイホクギャラリー及び会議室の使用を希望する者は、次の区分に従い、所定の手続きを行い、研究科長の許可を得なければならない。

(1) 研究科の教授会構成員の主催行事（申込みの受付期間は、使用希望日の３年前から前日まで）

(2) 研究科の教授会構成員を紹介者とする紹介行事（申込みの受付期間は、使用希望日の１年前から前日まで）

２　前項各号の行事における使用者は、談話ロビーその他の関連施設を、開館時間内に限り随時使用できる。ただし、一条ホール使用時には、研究科長は、談話ロビー等の使用を制限

することができる。

（使用の許可）

第５条　研究科長は、適切な使用申込があったときは、遅滞なく使用許可を与えるものとする。ただし、次の各号の一つに該当する場合は、研究科長がこれを調整するものとする。

(1)　研究科等の公式行事が予定されている場合

(2)　会合の目的等について問題がある場合

(3)　同一日時の使用申込みが重複した場合

（使用許可の取消）

第６条　研究科長は、次の各号の一つに該当するときは既に許可された使用許可を取り消すことができる。

(1)　研究科において管理上の事由が生じたとき

(2)　使用申込みに記載された事項が事実と反するとき

(3)　使用料を振り込まないとき

（開館時間の延長）

第７条　開館時間は、原則として午前９時００分から午後５時００分までとする。ただし、東京大学弥生講堂規則第４条第３項により使用が認められた場合は、許可された時間ま で使用することができる。

（使用料）

第８条　使用料は、別表に定めるところに従って使用前に東京大学（以下「本学」という。）が指定する銀行口座に振り込まなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、研究科が主催する行事又はこれに準ずるもので、研究科長が特に認めた場合は、この限りではない。

３　振り込みした施設使用料は返還しない。ただし、第６条第１号により使用許可を取り消された場合及び天災、事変その他不可抗力により使用不能になった場合は返還するものとする。

（紹介者の責任）

第９条　紹介者は、その紹介行事により弥生講堂使用中に生じた事項について責任を負うものとする。

（原状回復）

第１０条　弥生講堂の使用の許可を受けた者は、使用後直ちにゴミ等の整理をし、原状に復さなければならない。なお、使用許可を得た者が施設及び備品等を損傷又は滅失した場合には、使用許可を得た者の負担によりこれを弁償しなければならない。

２　会議室等を使用する者は、原則として机、椅子等の備品を室外に移動してはならない。

３　一条ホールでの飲食は、禁止する。ただし、水分補給のための水筒や蓋付きの飲料は持ち込み可とする。

（管理のための出入り）

第１１条　管理上必要があるときは、職員は使用中であっても随時立ち入ることができる。

（補則）

第１２条　この内規に定めるもののほか、弥生講堂の使用に関し必要な事項は、研究科長が定める。

附　則

この内規は、平成１２年１１月２２日から施行し、平成１２年４月１日から適用する。

附　則

この内規は、平成１６年5月２７日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。

附　則

この内規は、平成１８年３月８日から施行し、改正後の使用料は、平成１８年７月１日から適用する。

附　則

この内規は、平成１９年４月１日から適用する。

附　則

この内規は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成２６年３月２０日から施行し、改正後の使用料は、平成２６年４月１　日から適用する。ただし、施行日以前に使用を許可された場合は、改正前の使用料を適用する。

附　則

この内規は、令和２年１月１６日から施行し、改正後の使用料は、令和２年４月１日から適用する。ただし、施行日以前に使用を許可された場合は、改正前の使用料を適用する。

附　則

この内規は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、令和６年４月１日から施行し、改正後の使用料は、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この内規は、令和６年１０月１日から施行する。ただし、令和７年３月３１日までの間、令和６年４月１日改正前の使用料を適用する。

附　則

この内規は、令和８年７月１日から施行する。

別　表（第８条関係）

弥生講堂使用料

１．使用料（１時間当たり）

使用料金 / 室名	学　　外	学　　内※
一条ホール	２５，１００円	１１，３００円
会　議　室	４，４００円	２，７００円
セイホクギャラリー	１６，４００円	８，３００円
研究棟講義室	３，４００円	１，７００円

※ 学内他部局長が主催する行事。

※ 使用料には光熱水料、清掃費、ネットワーク等の維持管理費を含む。

２．使用料徴収の取扱い

使用料の計算は時間単位で行うものとし、１時間未満の端数は１時間とする。